

Jリーグ規約

第1章 総 則

第1条〔Jリーグの目的〕

社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条〔本規約の趣旨〕

本規約は、「社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

- ① Jリーグの会員およびその役職員ならびにJリーグに所属する選手、監督、コーチ、審判その他の関係者は、Jリーグの構成員として、本規約および財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の寄附行為ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- ② Jリーグの会員およびその役職員ならびにJリーグに所属する選手、監督、コーチ、審判その他の関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する行為等を行ってはならない。

第2章 組 織

第1節 理 事 会

第4条〔理事会〕

- ① 理事会は、理事をもって構成する。

- ② 理事会は、理事長（以下「チェアマン」という）がこれを招集し、その議長となる。
- ③ 理事会の権限および運営に関する事項は、定款および本規約に定めるところによる。
- ④ 役員（理事・監事）は、その就任時に、チェアマンは満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。

第5条〔理事会の権限〕

理事会は、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (1) リーグ運営の基本方針の決定
- (2) 正会員たるクラブから選任された実行委員の承認
- (3) 諸規程の制定
- (4) その他定款および本規約に定める事項に関する決定

第2節 チェアマン

第6条〔チェアマン〕

チェアマンは、Ｊリーグを代表するとともに、Ｊリーグの業務を管理統括する。

第7条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (1) Ｊリーグ全体の利益を確保するためのＪリーグ所属の団体および個人に対する指導
- (2) Ｊリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- (3) 実行委員会の招集および主宰
- (4) その他定款および本規約に定める事項

第3節 実行委員会

第8条〔構成〕

- ① Ｊリーグディビジョン1（以下「Ｊ1」という）およびＪリーグディビジョン2（以下「Ｊ2」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。
- ② Ｊ1に設置する実行委員会を「Ｊ1実行委員会」、Ｊ2に設置する実行委員会を「Ｊ2実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、Ｊ1およびＪ2の実行委員会を総称する。
- ③ 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - (1) Ｊ1実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ1会員たるクラブ（以下「Ｊ1クラブ」という）から1名ずつ選任された代表
 - (2) Ｊ2実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ2会員たるクラブ（以下「Ｊ2クラブ」という）から1名ずつ選任された代表

第9条〔招 集〕

実行委員会は、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

第10条〔招集権者および議長〕

- ① 実行委員会はチェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指名した理事がこれにあたる。
- ② 実行委員会の各委員会における委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された委員会を招集しなければならない。
- ③ 実行委員会の招集は、予め各委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第11条〔権 限〕

実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。

第12条〔定足数および決議要件〕

実行委員会の決議は、委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。

第13条〔オブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

第14条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをJリーグ事務局に保存する。

第15条〔事務局〕

実行委員会に関する事務は、Jリーグの事務局長が統括する。

第4節 その他の委員会

第16条〔専門委員会〕

- ① チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。
 - (1) 規律委員会
 - (2) 技術委員会
 - (3) 法務委員会
 - (4) マッチコミッショナー委員会
 - (5) 経営諮問委員会

- ② 前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

第5節 事務局

第17条〔事務局の設置〕

Jリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される事務局を置く。

第18条〔事務局の運営〕

- ① 事務局の組織および人事に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- ② 事務局の機能、職務その他事務局の運営に関する事項は、チェアマンが制定する「事務局規程」の定めるところによる。

第3章 Jクラブ

第19条〔J1クラブの資格要件〕

J1クラブは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有する者が保有する株式会社であることもしくは内国法人であること
- (2) プロ選手を20名以上保有していること。ただし、そのうち15名以上はプロA契約選手でなければならない
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の第1種、第2種、第3種および第4種に属するチームを有していること（ただし、第4種についてはその年代に対するサッカースクール、クリニック等の活動を行っていることで足りる）
- (4) そのクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）およびトップチームにおいて競技する選手を養成するチーム（以下「サテライトチーム」という）を、双方編成し得ること
- (5) 第21条に定めるホームタウン内に第4章第1節に定める競技場（以下「ホームスタジアム」という）を確保していること
- (6) 第113条および第114条に定める監督およびコーチを保有していること

第19条の2〔J2クラブの資格要件〕

J2クラブは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有する者が保有する株式会社であることもしくは内国法人であること
- (2) 5名以上プロA契約選手を保有していること
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の第1種、第2種、第3種および第4種に属するチームを有していること、(ただし、第4種についてはその年代に対するサッカースクール、クリニック等の活動を行っていることで足る。)なお、第2種、第3種または第4種のいずれか一つに関しては、クラブがJ2クラブとして初めて参加したシーズンを含め3シーズンが終了するまで猶予を設ける
- (4) ホームスタジアムを確保していること
- (5) 第113条および第114条に定める監督およびコーチを保有していること

第20条〔入会〕

- ① Jリーグは、理事会が定める「Jリーグ準加盟規程」の内容を満たす日本フットボールリーグ(JFL)、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブを準加盟クラブとして認定することができる。
- ② Jリーグは、次の条件を満たす準加盟クラブをJ2会員として入会させることができる。
 - (1) 準加盟クラブとしての相当期間におよぶ活動実績において、理事会からJ2会員としての適性が認められたこと
 - (2) 第19条の2第1号から第5号までの要件を具備すること
 - (3) JFLにおける年間順位が、4位以内であること
 - (4) 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
 - (5) 入会直前年度のJFLのリーグ戦における1試合平均観客数が、原則として3,000人以上であること
 - (6) 入会直前年度に、法人に常勤役員がおり、かつ常勤社員が3人以上いること
 - (7) 入会直前年度における年間事業収入が1.5億円程度になると、合理的に推測できること
- ③ J2会員として入会を希望するクラブは、6月30日までにチェアマンに届け出て、入会予備審査を受けたのち、9月30日までにチェアマンに対し所定の入会申込書を提出しなければならない。
- ④ Jリーグ事務局は、前項の入会申込書を提出したクラブに関し、次の事項を行う。
 - (1) クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
 - (2) 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - (3) クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- ⑤ 理事会は、前項の調査等の結果を踏まえ、入会の可否を審議し、その結果を第3項の申込み期限から3ヶ月以内またはJFLシーズン終了の3日後までに、当該クラブに書面で通知する。
- ⑥ 前項により、J2会員としての入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1ヶ月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJ2会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日に遡り認められるものとする。

第20条の2〔J 1、J 2クラブの入れ替え〕

- ① J 1における年間順位の低位3クラブがJ 2に降格し、J 2における年間順位の上位3クラブがJ 1に昇格する。ただし、第4項に該当する事態が生じた場合、この限りではない。
- ② 前項の規定にかかわらず、J 2における年間順位上位3クラブのいずれかが、10月に開催される理事会までに、第19条に規定するJ 1クラブの資格要件を具備する目途がたたない場合、次の通りとする。
 - (1) 当該J 2クラブは、J 1に昇格することができない
 - (2) 当該J 2クラブが一つの場合、J 1における年間順位の低位2クラブがJ 2に降格し、J 2における年間順位の上位3クラブのうち資格を満たす2クラブがJ 1に昇格する
 - (3) 当該J 2クラブが複数の場合、入れ替えの処置については、理事会で審議決定する
- ③ J 1クラブおよびJ 2クラブ(以下総称して「Jクラブ」という)が会員資格を喪失した場合の入れ替えの実施方法については、理事会で審議決定する。
- ④ Jクラブが、第28条の2にいう公式試合安定開催基金からの貸付(以下、基金貸付という)を受けた場合は、次のとおりとする。
 - (1) J 1リーグ戦最終日まで、基金貸付を完済しないJ 1クラブは、翌シーズン、J 2に降格する
 - (2) J 2リーグ戦最終日の30日前までに、基金貸付を完済しないJ 2クラブは、J 1昇格を有しない

第20条の3〔入会金および会費〕

- ① J 1クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費(年会費)を納入しなければならない。
 - (1) 入会金 金6,000万円
 - (2) 会費 金4,000万円
- ② J 2クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費(年会費)を納入しなければならない。
 - (1) 入会金 金2,000万円
 - (2) 会費 金2,000万円
- ③ J 2クラブがはじめてJ 1クラブとなる場合には、第1項第1号に定める入会金を承認日から1ヶ月以内に別途納入しなければならない。
- ④ J 1クラブが降格によってJ 2クラブとなる場合、入会金は発生しないものとする。
- ⑤ Jクラブは、第1項第2号または第2項第2号に定める会費(年会費)を、当年の4月中に納入しなければならない。

第20条の4〔退会〕

Jクラブが退会しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。ただしシーズン途中の退会は認められず、また、次シーズンに退会しようとする場合は、その前年の9月30日までに申請しなければならない。

第21条〔Jクラブのホームタウン（本拠地）〕

- ① Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市町村または都道府県をホームタウンとすることができる。
 - (1) 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
 - (2) 支援の中核をなし、市町村の取りまとめ役となる自治体を定めること
 - (3) 活動拠点となる市町村を定めること
- ② Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- ③ Jクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- ④ やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要がある場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は認められないものとする。

第22条〔Jクラブの権益〕

- ① Jクラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。
- ② Jクラブは、活動区域において主管した公式試合に伴う広告料および公衆送信権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。
- ③ Jクラブは、活動区域におけるサッカースクール、講演その他サッカーに関する諸行事の開催について、優先的にJリーグの公認を受けることができる。
- ④ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われぬものとする。
- ⑤ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われぬものとする。
- ⑥ 特別の事情により前2項の定めと抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるJクラブの補償について、Jリーグ、当該Jクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

第23条〔Jクラブの健全経営〕

- ① Jクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、理事会は必要な措置を講ずることができる。
- ② JクラブはJリーグに対し、各事業年度終了後105日以内に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 当該事業年度の貸借対照表および損益計算書
 - (2) 主管した試合およびイベント等の収支明細書
- ③ JクラブはJリーグに対し、前項の書類のほかにJリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。
- ④ Jクラブは、前2項の書類に虚偽の記載をしてはならない。
- ⑤ Jリーグは、いつでも代理人を通じて第2項および第3項の書類を閲覧することができる。

- ⑥ Jクラブは経営諮問委員会の調査に協力しなければならない。
- ⑦ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、第2項および第3項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、JリーグおよびJクラブの状況を社会に告知するために、提出書類に内包された情報を加工し個別のJクラブの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。

第23条の2〔公式試合安定開催基金〕

- ① クラブの財政難により、公式試合の運営に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため「公式試合安定開催基金」を設ける。
- ② 「公式試合安定開催基金」の管理・運営に関する事項は理事会が制定する「公式試合安定開催基金規程」の定めるところによる。

第24条〔Jクラブの株主〕

- ① JクラブはJリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿の写しを提出しなければならない。
- ② Jクラブは、発行済み株式の株主を変更し、または新たに株式を発行する場合には、Jリーグに事前届け出をしなければならない。ただし、当該クラブにおいて直近の理事会の承認を受けた発行済み株式総数および株主構成を基準として、以下のような株主変更または株式の新規発行を行う場合には、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。なお、株式に限らず、転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。
 - (1) 株式の引受人の数にかかわらず、増加する株式の数が、増資後の発行済み株式総数の5%を超える場合
 - (2) 増資によって、増加する株式の数にかかわらず、増資後の発行済み株式総数に対する持株比率が5%を超える株主が新たに発生する場合
 - (3) 株式の引受人の数にかかわらず、発行済み株式総数の5%を超える株式の株主を変更する場合
 - (4) 発行済み株式の株主を変更した結果、変更する株式の数にかかわらず、変更後の発行済み株式総数に対する持株比率が5%を超える株主が新たに発生した場合
 - (5) すでに存在する株主の持株比率が、増資または株主の変更によって5%を超えて増加する場合
- ③ Jクラブは、他のJクラブの株式を保有してはならない。
- ④ Jクラブは、何人を問わず、Jクラブの株式（公益法人にあっては正会員資格）に関し、直接たると間接たるとを問わず、同時に2クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

第25条〔役員等の禁止事項〕

- ① Jクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
 - (1) 他のJクラブの役員または職員を兼務すること
 - (2) 他のJクラブの株式を保有すること

(3) 他のＪクラブまたは他のＪクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること

- ② Ｊクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者は、公の場において、協会（審判を含む）、Ｊリーグまたは自他のＪクラブを中傷または誹謗してはならない。

第26条〔名称および活動区域等〕

- ① Ｊクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という）ならびにホームタウンおよび活動区域は次のとおりとする。

〔Ｊ１会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
(社)山形県スポーツ振興21世紀協会	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市、天童市、鶴岡市を中心とする全県	山形県
(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、神栖市、潮来市、銚田市、行方市	茨城県
(株)三菱自動車フットボールクラブ	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	さいたま市	埼玉県
エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	さいたま市	埼玉県
(株)東日本ジェイアール古河サッカークラブ	ジェフユナイテッド市原・千葉	ジェフユナイテッド千葉	市原市、千葉市	千葉県
(株)日立柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル	柏市	千葉県
東京フットボールクラブ(株)	ＦＣ東京	ＦＣ東京	東京都	東京都
(株)川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市	神奈川県
横浜マリノス(株)	横浜Ｆ・マリノス	横浜Ｆ・マリノス	横浜市、横須賀市	神奈川県
(株)アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市、聖籠町	新潟県
(株)エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	静岡市	静岡県
(株)ヤマハフットボールクラブ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市	静岡県
(株)名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパス	名古屋市	愛知県
(株)京都パープルサンガ	京都サンガF.C.	京都サンガF.C.	京都市	京都府
(株)ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市	大阪府
(株)クリムゾンフットボールクラブ	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市	兵庫県
(株)サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島F.C	サンフレッチェ広島	広島市	広島県
(株)大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、佐伯市を中心とする全県	大分県

〔Ｊ２会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
(株)北海道フットボールクラブ	コンサドーレ札幌	コンサドーレ札幌	札幌市	北海道
(株)ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市	宮城県
(株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸市	茨城県
(株)栃木サッカークラブ	栃木サッカークラブ	栃木ＳＣ	宇都宮市	栃木県
(株)草津温泉フットボールクラブ	ザスバ草津	ザスバ草津	草津町、前橋市を中心とする全県	群馬県
(株)日本テレビフットボールクラブ	Ｆ．Ｃ．ニッポン	東京ヴェルディ	東京都	東京都

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
(株)横浜フリエスポーツクラブ	横浜FC	横浜FC	横浜市	神奈川県
(株)湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	厚木市, 伊勢原市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 平塚市, 藤沢市, 大磯町, 寒川町, 二宮町	神奈川県
(株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市, 韮崎市を中心とする 全県	山梨県
(株)カターレ富山	カターレ富山	カターレ富山	富山市を中心とする全県	富山県
(株)岐阜フットボールクラブ	FC岐阜	FC岐阜	岐阜市を中心とする全県	岐阜県
大阪サッカークラブ(株)	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市	大阪府
(株)ファジアーノ岡山 スポーツクラブ	ファジアーノ岡山FC	ファジアーノ岡山	岡山市, 倉敷市, 津山市を 中心とする全県	岡山県
徳島ヴォルティス(株)	徳島ヴォルティス	徳島ヴォルティス	徳島市, 鳴門市, 美馬市, 板野町, 松茂町, 藍住町, 北島町を中心とする全県	徳島県
(株)愛媛FC	愛媛FC	愛媛FC	松山市を中心とする全県	愛媛県
アビスパ福岡(株)	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市	福岡県
(株)サガン鳥栖	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市	佐賀県
(株)アスリートクラブ熊本	ロアッソ熊本	ロアッソ熊本	熊本市	熊本県

- ② Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。
- ③ Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

第27条〔準会員〕〈削除〉

第4章 競 技

第1節 競 技 場

第28条〔競技場の維持〕

Jクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、競技場を維持管理する責任を負う。

第29条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
- (1) ピッチは天然芝であり、原則として縦長105m、横幅68mであること
 - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて1.5m以上の芝生部分を確保すること（した

がって、縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること)

- (3) ゴールのポストおよびバーは、白色かつ丸形（直径12cm）で、埋込式その他Jリーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
- (4) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
- (5) ラインは幅12cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- ② フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - (1) J1クラブ主管公式試合：15,000人以上収容できること
 - (2) J2クラブ主管公式試合：10,000人以上収容できること
- ④ 競技場には、平均1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

第30条〔競技場付帯設備〕

競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。

- (1) 本部室
- (2) 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
- (3) 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること）
- (4) 医務室
- (5) ドーピングコントロール室
- (6) 警察・消防控室
- (7) 記者室
- (8) カメラマン室
- (9) 来賓席
- (10) 記者席（ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること）
- (11) 場内放送設備
- (12) テレビ中継およびラジオ中継用放送ブース（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、音声機材を設置することができること）
- (13) スコアボード（原則として電光掲示盤であること）
- (14) メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
- (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
- (16) 入場券売場
- (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所
- (18) テレビカメラ設置スペース（中継関連カメラ用およびニュース関連ENG用）
- (19) テレビ中継車両駐車スペース
- (20) ケーブル敷設スペース（中継車とカメラおよび放送ブース間）
- (21) 伝送用機材等設置スペース（アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末）

第31条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第32条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから10m以内に懸かる位置に設置すること
 - (2) 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- ② ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。

第33条〔医療施設〕

Jクラブは、試合開催時には観客等のための医師を待機させなければならない。

第34条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第35条〔広告看板等の設置〕

- ① 競技場には、Jリーグが指定する位置に、Jリーグスポンサーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- ② 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。

第36条〔競技場における告知等〕

- ① ホームゲームを実施するJクラブ（以下「ホームクラブ」という）は、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。
 - (1) 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
 - (2) 試合方式
 - (3) 選手および審判員の交代
 - (4) 得点者および得点時間（得点直後に）
 - (5) ロスタイム
 - (6) 他の試合の途中経過および結果
 - (7) 入場者実数
 - (8) 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前にJリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送

- (4) チームまたは選手に関する情報の告知
- (5) 前各号のほか、Ｊリーグの承認を得た事項

第37条〔公式試合開催指定競技場〕

- ① Ｊリーグは競技場（付帯設備を含む）を検査し、「公式試合開催指定競技場」を認定する。
- ② 前項の検査に関する事項は、別途定める「競技場検査要項」による。

第38条〔競技場の視察〕

- ① Ｊリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 公式試合

第40条〔公式試合〕

- ① Ｊリーグにおける公式試合（以下「公式試合」という）とは、次の試合をいう。
 - (1) Ｊリーグディビジョン1（Ｊ１）
 - (2) Ｊリーグディビジョン2（Ｊ２）
 - (3) リーグカップ戦
 - (4) スーパーカップ
 - (5) オールスターサッカー
 - (6) 前5号のほか、理事会が指定した試合
- ② Ｊクラブは、前項第1号または第2号のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ 第1項第1号から第4号までの試合は、トップチームに限り参加できるものとする。

第41条〔参加義務等〕

- ① Ｊクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会に参加しなければならない。
- ② Ｊクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

- ① Jクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。
- ② 第40条第1項第1号から第3号までの試合における先発メンバー11人は、当該試合直前のリーグ戦5試合の内、1試合以上先発メンバーとして出場した選手を6人以上含まなければならない。詳細に関しては「Jリーグ規約第42条の補足基準」によるものとする。

第43条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第44条〔公式試合の主催等〕

- ① 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Jリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- ② Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、Jリーグは、活動区域外の競技場で実施する公式試合を自ら主管することができる。
- ④ 活動区域外で開催される試合については、事前にチェアマンの承認を得た場合に限りその地方のマスコミが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第45条〔主管権の譲渡〕

JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。

第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

第47条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、次の事項を所定の方法によりJリーグ事務局に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - (1) 選手
 - (2) 実行委員、運営担当および広報担当等
 - (3) 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー（原則として日本体育協会公認）等（以下「チームスタッフ」という）
 - (4) 入場料金の体系（年間指定席券その他すべての入場券を含む）
- ② 前項第4号の入場料金は、ビジタークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の

条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的理由がある場合にはこの限りではない。

第48条〔出場資格〕

- ① 協会の「選手登録に関する規定」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第99条の2に定めるＪリーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格をもつ。
- ② 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行する選手証を持参しなければならない。

第49条〔ユニフォーム〕

- ① 公式試合においては、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- ② 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ③ チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。
- ④ ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム要項」の定めるところによる。

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Ｊリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条〔Ｊクラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- ③ ホームクラブは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
- ④ ビジタークラブは、サポーター対応担当（運営担当、セキュリティ担当との兼務可）をアウェイゲームに帯同し、第2項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するものとする。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- ① Ｊクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Ｊクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- ② 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会のスポーツ医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。
 - (1) 内科検査（心電図、心エコー検査含む）
 - (2) 整形外科的検査
 - (3) 血液検査
 - (4) 尿検査
 - (5) レントゲン検査

- (6) 運動負荷検査
- (7) 体力検査
- ③ Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行しなければならない。
- ④ Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグ事務局に対し提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、ドクターの所見を得、ドクターの署名あるものを提出するものとする。

第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- ① Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- ② 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。

第3節 試合の運営

第54条〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕

リーグ戦およびリーグカップ戦は、原則として毎年3月から11月までの間に実施する。

第55条〔リーグ戦の開催〕

- ① リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会の審議を経て、理事会が決定する。
 - (1) 前シーズンのJ1リーグ戦優勝チームに開幕権が与えられること
 - (2) 試合開催が特定の地域に集中しないこと
 - (3) 同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと
- ② リーグ戦は、原則として土曜日または水曜日に開催されるものとする。

第56条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - (1) ホームクラブがJリーグ事務局に対し、変更しようとする開催日の30日前までに所定の用紙により申請する
 - (2) チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第58条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に
応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一競技場で2試合以上行ってはならない。

第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの
試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する
地域振興のための試合・イベント等および選手育成のための試合であって、荒天時には中
止できるもの限り、Jリーグ事務局長の承認を受け、実施することができる。

第61条〔マッチコミッショナー〕

- ① マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任
命し、公式試合に派遣される。
- ② マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着すること
 - (2) 選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「メンバー提出用紙」の記載事項
に不備があればそのチームに訂正させること
 - (3) キックオフ時刻の70分前に双方のクラブの監督、実行委員(またはそれに代わる者)、
運営担当(正)、および審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開
催すること。ただし、ビジタークラブの運営担当(正)については、代理出席を認める
 - (4) リーグカップ戦の延長戦終了後に行うPKにおいて、主審がピッチおよびゴールの状
況、選手の安全確保等に問題があると判断した結果、ビジターチーム側のゴールを使用
する場合には、その理由を確認すること
 - (5) 試合終了後24時間以内にJリーグ事務局宛に「マッチコミッショナー報告書」を発信
すること
 - (6) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、
所定の手続きにより「緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
 - (7) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告するこ
と
 - (8) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

第62条〔試合の中止の決定〕

試合の中止は、主審が、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員と協議の
うえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合
は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

第63条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチー

ムの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、原則として再試合を行う。

第64条〔敗戦とみなす場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなす。

第65条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および試合運営報告書をＪリーグ事務局に提出しなければならない。

第66条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

第67条〔規律委員会による処分〕

次の各号のいずれかに該当する者に対する処分は、規律委員会において審議決定する。

- (1) 退場を命じられた者
- (2) 警告を受けた者
- (3) 前2号に相当する不正な行為を行った者

第4節 非公式試合

第68条〔有料試合の開催〕

- ① すべての有料試合は、事前にＪリーグ事務局に所定の申請書を提出し、Ｊリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- ③ 第1項の開催申請書の提出期限は、試合が開催される月の3か月前の月の末日までとする。

第69条〔外国チームとの試合等〕

Ｊクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にＪリーグおよび協会の承認を得なければならない。

第70条〔興行等への参加禁止〕

Ｊクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にＪリーグの承認を得ない限り、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第72条〔引退試合〕

引退試合は、公式試合および天皇杯全日本サッカー選手権大会において通算500試合以上の出場実績を達成した選手またはＪリーグで活躍し、Ｊリーグの発展に著しく貢献した選手を対象として開催する。

第73条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕

- ① 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前にＪリーグ事務局に所定の申請書を提出し、実行委員会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。
- ③ 救済試合および引退試合は、前2条に定める理由がある場合に、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第74条〔慈善試合〕

- ① Ｊクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- ② 前条第1項および第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第5節 試合の収支

第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料（付帯設備使用料を含む）
- (3) 競技場仮設設備設置費用（テント設営料等）
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) クラブスポンサーの看板等の費用（競技場への掲出料を含む）
- (8) その他運営に係わる費用

第76条〔Ｊリーグ主管試合の収入の配分〕

Ｊリーグが主管する公式試合の収入は、理事会が制定する「公式試合出場料規程」の定

めるところに従い、Jクラブに配分する。

第77条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- ① 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- ② 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第78条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費はJリーグが負担する。

第79条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した第75条第1号から第8号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第80条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額をその試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。ただし、2009年度は当該納付金は2%相当額とする。

第81条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後30日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」をJリーグ事務局に送付することにより行う。

第82条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費・宿泊費については、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。
- ③ 公式試合を無事に終了したが、不可抗力など理事会が認める理由によりその日または翌日の帰路に影響が出た場合には、双方のチームにおいて発生した宿泊費をJリーグが負担する。

第6節 表 彰

第83条〔リーグ表彰〕

Jリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第84条〔功労者表彰〕

- ① Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- ② 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第85条〔表彰規程〕

前2条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「J1表彰規程」および「J2表彰規程」の定めるところによる。

第86条〔特別表彰〕

第83条および第84条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第5章 選 手

第87条〔誠実義務〕

- ① 選手は、協会の寄附行為および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにJクラブの諸規則を遵守し、Jクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第88条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) Jクラブの指定するすべての試合への出場
- (2) Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) Jクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加

- (6) Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) ドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のJクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のJクラブの同意の取得
- (12) その他Jクラブが必要と認めた事項

第88条の2〔ドーピングの禁止〕

- ① 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- ② 選手は、ドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。

第89条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
- (2) 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング禁止規程に違反する行為
- (4) Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (5) Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
- (6) Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為

第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- ① 選手がJクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Jクラブが負担する。
- ② 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Jクラブが支給したものを使用しなければならない。

第91条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにJクラブに通知し、Jクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔選手契約〕

- ① Jクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Jクラブに帰属する。
- ② Jクラブは、選手との「日本サッカー協会選手契約書」の締結に際し、契約の期間満了後に移籍金なく他クラブへ移籍できる旨、または移籍に際し、移籍金の一部もしくは全部を選

手本人に支払う旨の特約を付してはならず、その他本規約または「選手移籍に関する規定」の趣旨に反する約定を行ってはならない。

- ③ Jクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをJリーグに提出しなければならない。
- ④ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、前項の写しを第三者に開示しないものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- ① Jクラブは選手に対し、前条第3項に基づきJリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- ② Jクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金およびトレーニング費用〕

- ① Jクラブが、新規契約した選手または移籍した選手に対し、支度金を支払う場合は、理事会が制定する「支度金支給基準規程」の定めるところによる。
- ② Jクラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等にトレーニング費用を支払う場合は、協会が制定する「トレーニング費用請求基準」の定めるところによる。
- ③ Jクラブは、選手の新規契約に際し、前2項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。

第95条〔代理人等〕

Jクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA加盟国協会が認定する選手代理人以外の者は、代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であるとを問わず、一切関与してはならない。

第96条〔未成年者〕

選手が、契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

第97条〔選手の肖像等の使用〕

- ① 選手は、第88条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- ② 選手は、Jクラブから指名を受けた場合、Jクラブ、協会およびJリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下広告宣伝等)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ 選手は、次の各号について事前にJクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組への出演
 - (2) イベントへの出演
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾

- (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ④ 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｊクラブと選手が協議して定める。

第98条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｊクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｊクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｊクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登録

第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｊクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

第99条の2〔選手等のＪリーグ登録〕

- ① Ｊリーグは第47条第1項に基づき、Ｊクラブから届出された事項により、選手、監督およびコーチに関する「選手等登録簿」を作成し、Ｊリーグ登録を行う。
- ② 「選手等登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 所属Ｊクラブの正式名称
 - (4) 前各号のほか、Ｊリーグが指定する事項

第99条の3〔審判員のＪリーグ登録〕

- ① Ｊリーグは第121条第1項により協会が指名した主審、副審および第4の審判員を「審判員登録簿」に記載することにより、Ｊリーグ登録を行う。
- ② 「審判員登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 審判員の級別
 - (4) 前各号のほか、Ｊリーグが指定する事項

第99条の4〔登録の変更・拒否・抹消〕

- ① Jリーグは、Jクラブから「選手等登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「選手等登録簿」の変更を行う。
- ② Jリーグは、協会から「審判員登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「審判員登録簿」の変更を行う。
- ③ Jリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、またはJリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のJリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- ④ Jリーグは、Jリーグ登録を行った選手、監督およびコーチならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関するJリーグ登録を抹消する。
 - (1) 前項に該当するとき
 - (2) JクラブがJリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - (3) 死亡、または失踪宣告を受けたとき

第100条〔未登録の選手〕

Jクラブは、前条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移 籍

第101条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

- ① 選手の移籍は、協会および理事会が定める選手移籍に関する規定に従って行わなければならない。
- ② 本規約第101条から第112条の規定が、協会の定める「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」の諸規定と相違する場合、「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」に従うものとする。

第101条の2〔納付金〕

- ① Jクラブは、日本国内で育成されたプロ選手の移籍に伴う移籍金（移籍にともなう別名目の補償金等を含む）収入の4%相当額を、受領後14日以内にJリーグに納付しなければならない。
- ② Jクラブが、以前に在籍した選手に関し、同選手が海外のクラブ間で移籍したことともない受領した補償金は、前項の納付の対象にはしないものとする。

第102条〔契約更新の通知〕

Jクラブが、現に所属する選手との「日本サッカー協会選手契約書」を更新しようとするときは、契約期間満了日の属する年の前年の11月30日（日曜その他の休日である場合はその前日。以下も同様とする）までに、選手に対し、契約条件を明示した書面により、その旨を通知しなければならない。

第103条〔専属交渉期間〕

Jクラブが前条の通知をした場合、同年12月1日から12月31日までの期間は、現Jクラブとの専属交渉期間とし、この期間内においては、当該選手は他のJクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、かつ、他のJクラブも、当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

第104条〔通知の効果〕

- ① 第102条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回らない場合において、通知を受けた選手が同年12月31日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを承諾したものとみなす。
- ② 第102条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回る場合において、通知を受けた選手が同年12月31日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを拒絶したものとみなす。

第105条〔移籍リストへの登録〕

選手がJクラブが通知した契約条件による契約更新を拒絶した場合（選手が自ら引退を表明した場合および前条第2項により拒絶したものとみなされる場合を含む）には、Jクラブは、当該選手を、遅くとも翌年1月第1金曜日（ただし、その日が協会事務局の営業日でない時は、翌週の金曜日）までに、「移籍リスト」に登録申請しなければならない。

第106条〔他のクラブとの自由交渉権〕

「移籍リスト」に登録された選手は、以後自由に他のJクラブと移籍に関する交渉を行う権利（以下「自由交渉権」という）を有する。

第107条〔元のクラブとの交渉権の喪失〕

- ① 「自由交渉権」を取得した選手は、以後、現に所属するクラブに対し、契約更新に関する交渉を申し入れることはできない。ただし、現に所属するJクラブから当該選手に対する交渉の申し入れについてはこの限りではない。
- ② 前項ただし書により再度の交渉を申し入れる場合、現に所属するJクラブは、当初に提示した報酬額を減額することができる。

第108条〔優先契約権の行使〕〈削 除〉

第109条〔更新を希望しない場合〕

- ① Jクラブが、選手との契約更新を希望しない場合には、契約期間満了日の属する年の前年の11月30日までに、書面により、その旨を通知しなければならない。
- ② 前項の場合、Jクラブは当該選手を、同年12月1日以降可及的すみやかに「移籍リスト」に登録するものとする。

第110条〔最終提示額証明書〕

Jクラブは、現に所属する選手との契約を更新しないことが確定したときは、ただちに、

当該選手との契約更新に関する交渉において最終的に提示した報酬額（基本報酬の年額および出場報酬の総額。以下も同様とする）を明記した書面（以下「最終提示額証明書」という）を、当該選手に対し発行しなければならない。

第111条〔移籍リストの運用〕

- ① 「移籍リスト」には、選手の氏名、生年月日、現在（または最終）の所属Ｊクラブの名称、契約終了時期および登録日を記載するものとする。
- ② 「移籍リスト」への登録および抹消の手続きは、「移籍リスト登録申請書」によるものとする。

第112条〔移籍承諾番号発行依頼書〕

選手の報酬および移籍金について合意が成立したときは、移籍先クラブは移籍元クラブに対し、「移籍承諾番号発行依頼書」を提出する。

第7章 監督およびコーチ

第113条〔トップチームの監督〕

Ｊクラブのトップチームは、監督として、協会が認定したＳ級コーチライセンスを保有する者を置かなければならない。

第114条〔トップチーム以外の監督またはコーチ〕

Ｊクラブのトップチーム以外のチームは、監督またはコーチとして、協会が認定した次の各号に定めるコーチライセンスを保有する者を1名以上置かなければならない。

- (1) サテライトチーム：Ａ級以上
- (2) ２種、３種および４種チーム：Ｂ級以上

第115条〔例 外〕

次の要件を具備する者は、事前に協会およびＪリーグの承認を得た場合に限り、例外として、前2条に定める監督またはコーチとなり得る。

- (1) 外国における経験に照らし前2条に定めるコーチライセンスと同等以上の資格を有していると認められること
- (2) 指導者としてふさわしい人格、識見を有すること

第116条〔研修への参加義務〕

すべての監督またはコーチは、協会またはＪリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第117条〔選手兼務の禁止〕

監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

第118条〔契約等〕

- ① Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリーグに提出しなければならない。
- ② 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。
- ③ Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他クラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているクラブに書面で通知し、その承諾を得なければならない。
- ④ 第97条〔選手の肖像等の使用〕第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第119条〔守秘義務〕

監督およびコーチは、職務の遂行を通じて知り得た協会、JリーグまたはJクラブの秘密ないし内部事情を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第8章 審判員

第120条〔資格要件〕

- ① 公式試合の主審および副審（以下総称して「審判員」という）は、協会の認定する1級審判員の資格を有する者でなければならない。
- ② 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。
- ③ 公式試合の第4の審判員は、協会の認定する2級以上の審判資格を有するものでなければならない。

第121条〔指名〕

- ① Jリーグは、協会の審判委員会に対し、J1およびJ2の主審、副審および第4の審判員の指名を要請するものとする。
- ② 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更および主審・副審間の変更を妨げない。

第122条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第123条〔身分証〕

審判員は、Ｊリーグが交付する身分証を携帯するものとする。

第124条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

第125条〔保 険〕

Ｊリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Ｊリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第9章 収益事業

第1節 各種の事業

第126条〔収益事業〕

Ｊリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事业を行うものとし、各Ｊクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第127条〔公衆送信権〕

- ① 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてＪリーグに帰属する。
- ② 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。

第128条〔その他の事業〕

Ｊリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) サッカー用具の認定および検定に関する事業
- (2) 広報・出版に関する事業
- (3) 商品化に関する事業
- (4) その他理事会において定める事業

第129条〔Ｊリーグ・スポンサー〕

公式試合のスポンサーシップに関する事項については、理事会において定める。

第130条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第2節 商品化に関する基本原則

第131条〔定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) マーク等 JリーグまたはJクラブの名称、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標その他JリーグまたはJクラブを表示するもの
- (2) 商品化権 マーク等を使用して商品を製造・販売する権利
- (3) 「ケース・J」 Jリーグのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (4) 「ケース・J+全クラブ」 JリーグおよびすべてのJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (5) 「ケース・J+J1全クラブ」 JリーグおよびJ1全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (6) 「ケース・J+J2全クラブ」 JリーグおよびJ2全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (7) 「ケース・J+1クラブ」 Jリーグおよびある単一のJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (8) 「ケース・1クラブ」 ある単一のJクラブのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

第131条の2〔Jクラブのマーク等〕

- ① Jクラブは自己のマーク等を使用開始する前に、理事会の承認を得なければならない。
- ② Jクラブは自己のマーク等をJリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。
- ③ Jクラブは自己のマーク等の変更を希望する場合、変更使用開始日の13ヶ月前までに理事会の承認を得なければならない。
- ④ Jクラブは自己のマーク等を他種目のチームや団体に使用させることを希望する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。

第132条〔商品化権の帰属〕

マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。

- (1) 「ケース・J」、「ケース・J+全クラブ」、「ケース・J+J1全クラブ」および「ケース・J+J2全クラブ」は、Jリーグに専属的に帰属する
- (2) 「ケース・J+1クラブ」は、Jリーグおよび当該Jクラブに帰属する
- (3) 「ケース・1クラブ」は、当該Jクラブに帰属する

第133条〔商品化権の実際上の運用基準〕

前条の規定にかかわらず、マーク等の商品化権の実際上の行使は次のとおりとする。

- (1) 「ケース・J」, 「ケース・J+全クラブ」, 「ケース・J+J1全クラブ」, 「ケース・J+J2全クラブ」, 「ケース・J+1クラブ」は, Jリーグのみが行使する。マーク等の商品化権の運用は, 当分の間商品化細則に基づき行うものとする
- (2) 「ケース・1クラブ」は, Jクラブのみが行使する
- (3) Jリーグは, 前2号の商品化権を第三者に許諾することができるものとする。ただし, この場合, 当該第三者がJクラブに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする

第134条〔事前の申請〕

Jクラブおよび前条第3号に基づき許諾を受けた第三者は, 商品化に先立ち, 各商品ごとにその素材, 形状等をJリーグ事務局に申請しなければならない。

第135条〔Jリーグ事務局長による承認〕

前条の申請についての承認の可否は, 商品化に関する規定に基づいてJリーグ事務局長が決定する。

第136条〔肖像等〕

- ① Jリーグは, Jクラブ所属の選手, 監督, コーチ等（以下「選手等」という）の肖像, 氏名, 略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り, これを無償で使用することができるものとする。ただし, 特定の選手等の肖像等のみを使用する場合には, その都度, 事前にJクラブと協議し, その承認を得るものとする。
- ② Jリーグは, 前項の権利を第三者に許諾することができる。

第137条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は, 予め定められた比率により, Jクラブに配分する。

第10章 紛争解決

第1節 裁定委員会

第138条〔設置〕

本規約に関連する紛争の解決および本規約に基づく制裁に関するチェアマンの諮問機関として裁定委員会を設置する。

第139条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、5名以内の委員をもって組織する。
- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得てチェアマンが任命する。
- ③ 委員は、Ｊリーグの理事もしくは事務局職員またはＪクラブの役員もしくは職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は、非常勤とする。

第140条〔委員の任期〕

- ① 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第141条〔委員長〕

- ① 裁定委員会に委員長を置く。
- ② 委員長は、委員が互選する。
- ③ 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第142条〔事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。

第143条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規約に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規程」の定めるところによる。

第2節 チェアマンの決定

第144条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- ① Ｊリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - (1) 選手の契約に関するＪクラブと選手との間の紛争
 - (2) 選手の移籍に関するＪクラブ相互間またはＪクラブと選手との間の紛争
 - (3) 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- ② 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第145条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理

した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第146条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Ｊリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第147条〔和解〕

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第11章 制 裁

第1節 総 則

第148条〔チェアマンによる制裁および調査〕

- ① チェアマンは、ＪクラブまたはＪクラブに所属する個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科すことができる。
- ② チェアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- ③ 前項の調査の対象となったＪクラブまたはＪクラブに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。

第149条〔制裁の種類〕

- ① Ｊクラブに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 譴責 始末書を取り、将来を戒める
 - (2) 制裁金 1件につき1億円以下の制裁金を科す
 - (3) 勝点減 リーグ戦の勝点を1件につき15点を限度として減ずる
 - (4) 出場権剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する制裁として次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する
 - (5) 除名 Ｊリーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する）
- ② Ｊクラブに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 譴責 始末書を取り、将来を戒める

- (2) 制裁金 1件につき5,000万円以下の制裁金を科す
- (3) 出場の資格停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する

第150条〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前2条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第151条〔制裁金の納付と配分〕

制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。

公式試合の最終日が属する事業年度中に納付された制裁金は、理事会が決定する方法によって当該事業年度中に配分される。

第152条〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第153条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたJクラブまたはJクラブに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第154条〔両罰規定〕

Jクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属するJクラブに対しても制裁を科することができる。ただし、当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第155条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第156条〔酌量減輕〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。
- ② 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 制裁金

第157条〔1億円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1億円以下の制裁金を科す。

- (1) 第43条〔不正行為への関与の監視〕に違反した場合
- (2) 第51条〔Jクラブの責任〕各項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第158条〔5,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第41条〔参加義務等〕第1項に違反した場合
- (2) 第48条〔出場資格〕第1項に違反した場合
- (3) 第89条〔禁止事項〕に違反した場合
- (4) 第92条〔選手契約〕第2項に違反した場合
- (5) 第94条〔支度金およびトレーニング費用〕各項に違反した場合
- (6) 第100条〔未登録の選手〕に違反した場合

第159条〔2,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第23条〔Jクラブの健全経営〕第4項に違反した場合
- (2) 第24条〔Jクラブの株主〕第2項、第3項または第4項に違反した場合
- (3) 第25条〔役員等々の禁止事項〕第2項に違反した場合
- (4) 第28条〔競技場の維持〕に違反した場合
- (5) 第33条〔医療施設〕に違反した場合
- (6) 第35条〔広告看板の設置〕各項に違反した場合
- (7) 第41条〔参加義務等〕第2項に違反した場合
- (8) 第42条〔最強のチームによる試合参加〕各項に違反した場合
- (9) 第51条〔Jクラブの責任〕第1項、第2項または第3項に違反した場合
- (10) 第56条〔試合日程の遵守〕各項に違反した場合
- (11) 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕に違反した場合
- (12) 第68条〔有料試合の開催〕各項に違反した場合
- (13) 第69条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- (14) 第70条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
- (15) 第92条〔選手契約〕第3項に違反した場合
- (16) 第95条〔代理人等〕に違反した場合
- (17) 第103条〔専属交渉期間〕に違反した場合
- (18) 第118条〔契約等〕第2項に違反した場合
- (19) 第148条〔チェアマンによる制裁および調査〕第3項に違反した場合

第160条〔1,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第23条〔Jクラブの健全経営〕第6項に違反した場合
- (2) 第25条〔役職員等の禁止事項〕第1項に違反した場合
- (3) 第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕に違反した場合
- (4) 第49条〔ユニフォーム〕第1項、第2項または第4項に違反した場合
- (5) 第51条〔Jクラブの責任〕第4項に違反した場合
- (6) 第102条〔契約更新の通知〕に違反した場合
- (7) 第109条〔更新を希望しない場合〕各項に違反した場合
- (8) 第118条〔契約等〕第3項に違反した場合
- (9) 第119条〔守秘義務〕に違反した場合
- (10) 第134条〔事前の申請〕に違反した場合

第161条〔500万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、500万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第23条〔Jクラブの健全経営〕第2項または第3項に違反した場合
- (2) 第48条〔出場資格〕第2項に違反した場合
- (3) 第118条〔契約等〕第1項に違反した場合

第161条の2〔100万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、100万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第24条〔Jクラブの株主〕第1項に違反した場合
- (2) 第110条〔最終提示額証明書〕に違反した場合

第162条〔第3条第2項違反の制裁金〕

第3条〔遵守義務〕第2項に違反し、刑罰法規に抵触する行為を行った場合の制裁金は次の各号のとおりとする。

- (1) 生命・身体に対する行為 5,000万円以下
- (2) 公益に対する行為 3,000万円以下
- (3) 名誉・財産に対する行為 2,000万円以下

第3節 反則金

第163条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

- ① 反則ポイントの年間合計数が、J1は102ポイント、J2は153ポイントを超えた場合、当該Jクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

- (1) J1：103ポイント以上112ポイント以下 40万円
113ポイント以上122ポイント以下 60万円
123ポイント以上132ポイント以下 80万円

- | | |
|--------------------|-------|
| 133ポイント以上142ポイント以下 | 100万円 |
| 143ポイント以上152ポイント以下 | 150万円 |
| 153ポイント以上162ポイント以下 | 200万円 |
| 163ポイント以上172ポイント以下 | 250万円 |
| 173ポイント以上 | 300万円 |
- (2) J 2 : 154ポイント以上163ポイント以下 40万円
- | | |
|--------------------|-------|
| 164ポイント以上173ポイント以下 | 60万円 |
| 174ポイント以上183ポイント以下 | 80万円 |
| 184ポイント以上193ポイント以下 | 100万円 |
| 194ポイント以上 | 150万円 |
- ② 前項の反則ポイントの対象試合は、リーグ戦に限るものとする。
- ③ 第1項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって配分される。

第164条〔反則ポイントの計算方法〕

前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして加算し、警告および退場（退席を含む）がなかった試合1試合につき3ポイントを減ずる。

第12章 最終的拘束力

第165条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定はJリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第13章 改正

第166条〔改正〕

本規約の改正は、理事会の発議に基づく総会の議決により、これを行う。

第14章 附 則

第1条〔施行期日〕

本規約は、平成5年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成8年2月20日

平成9年2月18日

平成10年2月17日

平成11年2月16日

平成12年2月15日

平成13年2月20日

平成14年2月19日

平成15年2月18日

平成16年2月17日

平成17年2月15日

平成18年2月21日

平成19年2月20日

平成20年2月19日

平成21年2月17日